平成２５年（フ）第１３２号
三重県鈴鹿市稲生３丁目６番３号　ソレイユ301
債務者　上垣　絵理
1　決定年月日時　平成25年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第４４号
三重県伊賀市希望ヶ丘西４丁目６番17号
債務者　上野有一郎
1　決定年月日時　平成25年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第１２６号
三重県四日市市室山町1760番地　パークホームズイトウＡ―201、前住所三重県四日市市山田町5182番地９
債務者　矢田　珠美
1　決定年月日時　平成25年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１３８号
三重県四日市市尾平町2515番地２　サンシティ前田２Ｂ
債務者　小林　建一
1　決定年月日時　平成25年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１３９号
三重県四日市市塩浜本町３丁目64番地２
債務者　帖佐　廣記
1　決定年月日時　平成25年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第９２号
滋賀県草津市笠山３丁目18番51―201号　Ｅ・Ｋハイツ Ⅱ
債務者　伊藤憲一郎
1　決定年月日時　平成25年７月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０１号
大津市中庄１丁目４番16号
債務者　野々山　茂
1　決定年月日時　平成25年７月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１６５号
大津市大物804番地の92
債務者　川口充祐貴
1　決定年月日時　平成25年７月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７０３号
京都市西京区松室吾田神町131番地　ケイーシティ桂川Ⅰ番館410号、住民票上の住所京都府船井郡京丹波町曽根曽根北49番地２
債務者　安藤　仁志
1　決定年月日時　平成25年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第７２３号
京都市下京区西七条石井町30番地４、前住所京都市下京区屋形町21番地　木村工業マンション503号
債務者　杉山　慎子
1　決定年月日時　平成25年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第７６４号
京都市伏見区桃山町金井戸島２番地６　ノアーズアーク桃山407
債務者　近藤　明彦
1　決定年月日時　平成25年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第８２８号
京都府八幡市男山竹園４番地―105―106
債務者　坂本久仁雄
1　決定年月日時　平成25年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３５７号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番12―1014号、前住所兵庫県西宮市高須町１丁目１番17―709号
債務者　岡部　成時
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第３８０号
兵庫県西宮市上鳴尾町22番33―302号
債務者　本岡登美子
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第３８５号
兵庫県尼崎市西立花町４丁目８番７号　新光マンション203号
債務者　水嶋　京子（旧姓木南）
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第３９４号
兵庫県尼崎市武庫元町２丁目３番２号
債務者　市妙　一美
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第３９５号
兵庫県尼崎市武庫元町２丁目３番２号
債務者　市妙　忠弘
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係